

山中 理司 様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1 開示を求められた行政文書の名称等

茂木敏充衆議院議員（自民党）が外務大臣をしていたときに作成された、食事、飲み物、タバコ、移動、ホテル、おみやげ、視察、広報対応等の注意事項について書いてある文書（最新版）

2 開示請求番号 2021-00649

3 開示請求受付日 令和 3年11月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所または大阪地方裁判所
[備考]

以上

1	行政文書の名称等： 茂木敏充衆議院議員（自民党）が外務大臣をしていたときに作成された 、食事、飲み物、タバコ、移動、ホテル、おみやげ、視察、広報対応等の注意事項について書 いてある文書
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を作成・取得していないため、不開示（不存在）としまし た。

・外務省大臣官房総務課 公文書監理室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067